



平成23年5月13日

各 位

会 社 名 サトレストランシステムズ株式会社
代表者名 代表取締役兼執行役員社長 重里 欣孝
(コード番号 8163 大証第1部)
問合せ先 取締役兼執行役員 寺島 康雄
(TEL 072-227-5901)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年5月13日開催の取締役会において、平成23年6月29日開催予定の当社第43期定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、剰余金の配当などを取締役会決議により行うことが可能となるよう定款変更案のとおり定款規定を新設し、併せて新設規定と内容が重複する現行定款規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は、変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株 式</p> <p><u>(自己の株式の取得)</u></p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>第8条～第41条 (条文省略)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第42条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第2章 株 式</p> <p>(削 除)</p> <p>第7条～第40条 (現行どおり)</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第41条 (現行どおり)</p> <p><u>(剰余金の配当等の決定機関)</u></p> <p>第42条 当社は、<u>剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u></p> <p>第43条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3 <u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>

<p>(<u>期末配当及び基準日</u>) <u>第 43 条 当社は、毎年 3 月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(<u>中間配当及び基準日</u>) <u>第 44 条 当社は、毎年 9 月 30 日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当をすることができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第 45 条~第 47 条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第 44 条~第 46 条</u> (現行どおり)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成 23 年 6 月 29 日 (水曜日)

定款変更の効力発生日

平成 23 年 6 月 29 日 (水曜日)

以上